

2 続けて手当を受ける場合

児童の養育状況が変わっていなければ、下記に該当する方を除き、現況届の提出は不要です。

(現況届の提出が必要な方)

- ・離婚協議中で配偶者と別居されている方
- ・養育している児童と別居されている方
- ・里親の方
- ・配偶者からの暴力等により、住民票の住所地が糸魚川市と異なる方
- ・19歳～22歳の学生以外のお子さんを第3子以降に計上し、手当の加算を受けている方

※現況届は、毎年6月1日の状況を把握し、8月分以降の児童手当等を引き続き受ける要件（児童の監督や保護、生計同一関係などを満たしているかどうかを確認するためのものです。

※現況届の提出がない場合には、8月分以降の手当が受けられなくなりますので、ご注意ください。

寄付について

児童手当等の全部または一部の支給を受けずに、これをお住まいの市区町村に寄付し、地域の児童の健やかな成長を支援するために役立ててほしいという方には、簡便に寄付を行う手続があります。ご関心のある方はお住まいの市区町村にお問い合わせください。



3 以下の1～7に該当するときは、お住まいの市区町村に届出が必要です。

1. 児童を養育しなくなったことなどにより、支給対象となる児童がいなくなったとき
2. 受給者や配偶者、児童の住所が変わったとき（他の市区町村や海外への転出を含む）
3. 受給者や配偶者、児童の氏名が変わったとき
4. 一緒に児童を養育する配偶者を有するに至ったとき、または児童を養育していた配偶者がいなくなったとき
5. 受給者の加入する年金が変わったとき（受給者が公務員になったときを含む）
6. 国内で児童を養育している者として、海外に住んでいる父母から「父母指定者」の指定を受けるとき
7. 第3子以降に計上している19歳～22歳のお子さんについて、保護者の経済的負担がなくなったとき
(または、19歳～22歳のお子さんに新たに保護者の経済的負担が発生し、第3子以降の加算対象になるとき)

令和6年10月に児童手当の制度が変わりました！



1. 所得制限が撤廃されました。
2. 支給対象が中学生までから高校生年代までに延長されました。
3. 第3子以降の手当が1万5千円から3万円に増額されました。
 - ・第3子以降の加算が受けられる対象が、小学校修了前までから、高校生年代までに延長されました。
 - ・第3子のカウント基準が高校生年代以下の人数から22歳以下の人数に拡充されました。
4. 支給回数が年3回（6月、10月、2月）から年6回（4月、6月、8月、10月、12月、2月）に変更になりました。

児童手当制度のご案内

児童手当は
住所地の市区町村に
申請してね！



糸魚川市こども課 子育て支援係
電話 025-552-1511

能生事務所 住民係
電話 025-566-3111

青海事務所 住民係
電話 025-562-2260

糸魚川市

～児童手当について～

1 支給対象

高校生年代まで（18歳の誕生日後の最初の3月31日まで）の児童を養育している方

2 支給額

児童の年齢	児童手当の額 (1人当たり月額)	
	第1・2子	第3子以降
3歳未満	15,000円	30,000円
3歳以上 高校生年代まで	10,000円	30,000円

※「第3子以降」とは、22歳（22歳の誕生日後の最初の3月31日まで）までのお子さんのうち、3番目以降をいいます。

ただし、19歳～22歳（高校卒業後から22歳の誕生日後の最初の3月31日まで）のお子さんを計上する場合は、保護者に経済的負担があることが条件です。

3 支給時期

原則として、毎年4月、6月、8月、10月、12月、2月に、それぞれの前月分までの手当を支給します。

例）4月の支給日には、2～3月分の手当を支給します。

4 保育料や、申し出があった方についての学校給食費などを、市区町村が児童手当等から徴収することが可能です。



児童手当制度では、
以下のルールを適用します！

- 1 原則として、児童が日本国内に住んでいる場合に支給します。（留学のために海外に住んでいて一定の要件を満たす場合は支給対象になります）
- 2 父母が離婚協議中などにより別居している場合は、児童と同居している方に優先的に支給します。
- 3 父母が海外に住んでいる場合、その父母が、日本国内で児童を養育している方を指定すれば、その方（父母指定者）に支給します。
- 4 児童を養育している未成年後見人がいる場合は、その未成年後見人に支給します。
- 5 児童が里親などに委託されている場合や施設に入所している場合は、原則として、その児童の里親などや施設の設置者に支給します。



手続の方法は…

1 はじめに行うこと

●認定請求

お子さんが生まれたり、他の市区町村から転入したときは、現住所の市区町村に「認定請求書」を提出すること（申請）が必要です。（公務員の場合は勤務先に）市区町村の認定を受ければ、原則として、申請した月の翌月分の手当から支給します。申請はお早めにお願います。

※請求者名義の金融機関の口座番号がわかるものなど、必要に応じて添付書類を提出していただくことがあります。

※認定請求書には、請求者等の個人番号の記載が必要です。

「子育てワンストップサービス」について

子育てワンストップサービス（ぴったリサービス）を利用すれば、市区町村の窓口に出向くことなく、マイナンバーカードを用いてオンラインで申請ができます。

申請は、出生や転入から15日以内に！

15日特別

児童手当等は、原則、申請した月の翌月分からの支給となります。

ただし、出生日や転入した日（異動日）が月末に近い場合、申請日が翌月になっても異動日の翌日から15日以内であれば、申請月分から支給します。

申請が遅れると、原則、遅れた月分の手当を受けられなくなりますので、ご注意ください。

1 お子さんが生まれたとき

出生の日の翌日から15日以内に、現住所の市区町村に申請が必要です。

※里帰り出産などで、母親が一時的に現住所を離れている場合も、現住所の市区町村への申請が必要です。

2 他の市区町村や海外から転入したとき

転入した日（転出予定日）の翌日から15日以内に転入先の市区町村へ申請が必要です。

公務員の場合

公務員の場合は、勤務先から児童手当が支給されます。以下の場合、その翌日から15日以内に現住所の市区町村と勤務先に届出・申請をしてください。

- 公務員になった場合
- 退職等により、公務員でなくなった場合
- 公務員ではあるが、勤務先の官署に変更がある場合

※申請が遅れると、原則、遅れた月分の手当を受けられなくなりますので、ご注意ください。